第四十二条の十六を次のように改める。

第四十二条の十六　削除

第六十七条中「、第二十二条中「法第二十二条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十二条第二項」と、「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第十六号」と」を削る。

第七十五条中「第四十二条の十六まで」を「第四十二条の十五まで」に改め、「、第四十二条の十六中「法第四十一条の十七第二項」とあるのは「法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十七第二項」と、「別記様式第十号の四」とあるのは「別記様式第二十三号の四」と」を削る。

第九十二条　削除

第九十二条を次のように改める。

第九十六条　削除

第九十六条中「、第二十二条並びに」を「並びに」に改め、「及び第二十二条」及び「、第二十二条中「法第二十二条第二項」とあるのは「法第九十四条において準用する法第二十二条第二項」と、「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第三十号」と」を削る。

第百条中「並びに第二十二条」を削り、「、第二十二条中「法第二十二条第二項」と、「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第三十二号」と」を削る。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第二号　削除

別記様式第九号を次のように改める。

別記様式第九号　削除

別記様式第十号の四を次のように改める。

別記様式第十号の四　削除

別記様式第十六号を次のように改める。

別記様式第十六号　削除

別記様式第二十三号の四を次のように改める。

別記様式第二十三号の四　削除

別記様式第二十八号を次のように改める。

別記様式第二十八号　削除

別記様式第三十号を次のように改める。

別記様式第三十号　削除

別記様式第三十二号を削る。

（小型船舶登録規則の一部改正）

第六十二条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　削除

第四十七条第二項中「第二十六号様式」を「第二十五号様式」に改める。

第二十五号様式を削り、第二十六号様式を第二十五号様式とする。

（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六十三条　国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「職員」の下に「（国の職員を除く。）」を加える。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正）

第六十四条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

別記様式を削る。

（船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令の一部改正）

第六十五条　船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令（平成十六年国土交通省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削る。

様式を削る。

（成田国際空港株式会社法施行規則の一部改正）

第六十六条　成田国際空港株式会社法施行規則（平成十六年国土交通省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条及び別記様式を削る。

（東京地下鉄株式会社法施行規則の一部改正）

第六十七条　東京地下鉄株式会社法施行規則（平成十六年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条及び別記様式を削る。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第六十八条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条　削除

第五十条第一項中「第十五号様式」を「第十四号様式」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条　削除

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　削除

第七十九条第五項中「第十八号様式」を「第十五号様式」に改める。

第十四号様式を削り、第十五号様式を第十四号様式とする。

第十六号様式及び第十七号様式を削り、第十八号様式を第十五号様式とする。

（屋外広告物法施行規則の一部改正）

第六十九条　屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別記様式第一号」を「別記様式」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

様式第二号を削り、様式第一号を別記様式とする。

（放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令の一部改正）

第七十条　放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十八条及び別記様式を削る。

（高速道路株式会社法施行規則の一部改正）

第七十一条　高速道路株式会社法施行規則（平成十七年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条及び別記様式を削る。